



No.322
2021年 2月26日

江東区労連 東

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



パワーポイントを駆使して講義する中澤さん (21/2/15)

社会保障拡充とセーフティで大幅賃上げを!

21江東国民春闘共闘委員会発足学習会

江東区労連は2月15日、江東区文化センターで『2021江東国民春闘共闘委員会結成・学習会』を開催し、11労組・4団体から34名が参加しました。コロナ禍の中の二度目の緊急事態宣言が発出されていることでの開催となり、感染拡大に注意しての開催となりました。

開会にあたり、江東区労連・花岡議長が「大幅賃上げ・労働時間短縮、消費税を5%

しよう」とあいさつ。続いて江東区労連・加藤事務局長より2021年江東春闘行動計画が提案されました。加藤事務局長はコロナ禍の中で制限せざるを得ないとりくみもあるが、コロナ禍だからこそできる宣伝、相談会などを開催し、新歓を成功させ、職場に多くの仲間を迎え入れ、地域の未組織労働者を組合に迎えるよう」と述べました。

例年の学習会ではいくつか

の組合から春闘活動報告があり、今回は時間短縮のため割愛し、記念講演に参りました。

記念講演は静岡県立大学短期大学部准教授の中澤秀一さん。

中澤さんはまず「コロナ禍の中で昨年6月に600万人の休業者を出した。一か月でも休業すると生活に困る人が続出する「滑り台社会」だ」として最低限の保障

機能していないと述べました。さらにコロナ禍の中で昨年は「雇用を守る」口実で引き上げられなかったが、欧米では最賃を引き上げ、生活を守っているとして、日本との違いがはつきりしていることを示しました。《2面へ続く》

江東区労連に新しい仲間 東京福祉バス従業員組合江東支部



江東区労連を訪問した金澤委員長と岡田支部長 (21/1/16)

1月に今年度二番目となる江東区労連に新しい仲間・東京福祉バス従業員組合江東支部が加わりました。

上部団体は自交総連。1月16日に組合の委員長の金澤さんと岡田さんが、江東区労連を訪問してくださいました。東京福祉バスは都内の特別支援学校や障害者支援施設、都立病院などの送迎を仕事にしています。江東区内の都立特別支援学校や東部療育センター、障害者施設など。区内でこのバスを見かける人も多く多いと思います。

今回、加盟を決定したのは「組合には足立・練馬・世田谷・江東の4つの支部があり、足立以外は対応する区労連に加盟していません。今回それぞれの支部が対応する区労連に加盟することになった」

この背景には会社の特徴で公的施設の利用者の送迎を請け負うので、その入札価格の低下のため、労働者の低賃金による人手不足を解消して待遇改善につなげたい、そのためには地域労連に加入して行政に対するとりくみを強めていきたいという思いからのことです。

東京福祉バスの運転手の定年は69歳。添乗員は72歳が定年。添乗員は時給1050円、契約社員の運転手の月給も24万円ほど。これではまともな生活は送れないと、同一労働同一賃金、パート有期労働法の精神で全体の底上げを計っていきたくています。組合員同士は仲が良く、集会・学習会・交流会などを行っているそうです。

江東区労連からのお知らせ

- 第188回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動
 - 日時…3月 9日 (火)
 - 駅頭と時間
 - 東大島・東陽町 (7:30-)
 - 西大島・木場・辰巳・新木場 (8:00-)
- ※コロナ禍の影響で駅によっては行わない場合もあります。
- 重税反対江東区民集会
 - 日時…3月12日 (金) 10:00-11:00
 - 会場…江東区総合区民センター2F レクホール
- デモ行進は行いません。
- 2021春闘・木場昼デモ (変更の可能性あり)
 - 日時…3月19日 (金) 12:20 集合
 - デモ…木場公園南側集合
- 春闘第2次組織化宣伝行動
 - 日時…3月25日 (木)
 - 駅頭と時間
 - 東大島・東陽町 (7:30-)
 - 辰巳・新木場 (8:00-)
- ※コロナ禍の影響で駅によっては行わない場合もあります。

2021年江東国民春闘行動計画

■すべての新人・未組織労働者を組合に迎えよう・組織化宣伝

- 第1次(区労連第7次)…2月25日(木) 区内4駅
- 第2次(区労連第8次)…3月25日(木) 区内4駅
- 第3次(区労連第9次)…4月22日(木) 区内4駅

■各労組で新人100%を迎え入れる新人歓迎準備をすすめよう

江東区労連で1000人の仲間を迎えましょう!

■江東区労連労働相談員養成・組織拡大交流学習会

日時…4月23日(金) 19:00~

会場…江東区文化センター3F第3研修室

■地域から憲法9条守れ! 景気回復・大幅賃上げの声をあげよう!

☆スタンディング行動第1弾(怒りの地域総行動)

日時…2月28日(日) 13:00~14:00

場所…豊洲ビバホーム前

内容…プラスター・横断幕を持ちより、アピール宣伝

☆国民春闘勝利木場屋デモ(予定です)

日時…3月19日(金) 12:00

場所…木場公園(南側)

☆スタンディング行動第2弾

日時…3月28日(日) 13:00~14:00

場所…亀戸駅北口

内容…プラスター・横断幕を持ちより、アピール宣伝

☆江東緊急なんでも相談会

日時…4月16日(金) 12:00~15:00

場所…東陽公園(予定)

コロナ困窮者向け相談及び食糧支援も

■地域から消費税減税! 重税反対の声をあげよう

☆重税反対江東区民集会

日時…3月12日(金) 10:00~11:00

会場…江東区総合区民センター2Fレクホール

集団申告行動は江東東税務署と西税務署で。デモは行いません。

■憲法9条改悪許さない・憲法守る共同行動を広げよう

第188回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動…3月 9日(区内6駅)

第189回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動…4月 9日(区内6駅)

第190回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動…5月19日(区内6駅)

■第92回メーデー…5月1日(土) 11:00~(代表参加制)

※以上のとりくみはコロナ感染の影響で変更の可能性がありあります。

最新の情報に注意してください。

2021江東国民春闘共同委員会発足・学習会

《1面からの続き》

中澤さんは「コロナ禍だからこそ最賃引き上げを」と雇調金が日額8330円上限が15000円に引き上げられたことをもって最賃では生活できないことを示している。中澤さんは「最低生計費調査」を行う中で見えてきたこととして「貧困最賃:最賃では普通の暮らしはできない」・「格差最賃:経済の地域格差を拡大し人口の密を招くこと

をあげ、「全国一律最賃1500円以上」が必要だ」と述べました。生計費調査を見ても地方と東京ではそれほど最低生計費は変わらない。実例として東京は交通費は公共交通が発達して安価だが、地方では1人1台の車が必須。維持費に多額の費用がかかる。他方コンビニで販売しているペットボトルはどこのも同じ。最賃が全国一律かつ暮らせる水準にしなければならぬ、特にエッセンシャルワーカーに報いるためにも大幅引き上げの必要性が

強調しました。さらに子どもの教育費・住宅費・医療費などの社会保障の拡充と賃金とセットで成り立つ社会にすべきだとして、賃金依存型社会から、社会保障充実の社会への転換が求められるとしました。最後に労働組合の役割は「職場の中の賃上げにとどまらず、社会的運動で最賃と社会保障運動を」と結びました。

質疑応答も活発に寄せられました。学習会の最後に清水副議長のあいさつで閉会しました。

トピックス

■休業支援金・大企業にも適用へ

コロナ禍の中で多くの飲食店・イベント関係・旅行などの業者が休業を余儀なくされ、国民の強い声に押されて雇調金の特例の拡大や休業支援金制度の拡充が図られました。これまで適用除外されていた大企業に対する休業支援金も、パート労働者が直接首相や厚労大臣に要請する中で、昨年4月にさかのぼり適用されることになりました。

労働相談の窓口から

■業務委託契約が解除されたため雇用終了(組合員・女性・契約)

住み込みでサービスセンターの管理業務をしていたが、業務委託契約が3月末で解除されるため、雇用契約終了を通告された。

《解決》団体交渉を行った結果、午前中の清掃の仕事などあらたな住み込みでの就労先がないこと表明された。本人の希望で退職条件の話し合いにうつり、最終的に既定の退職金にプラスして解決金を支払うことで合意した。

■仕事が減って賃金が少なくなってきた(組合員・男性・パート)

警備の仕事をしていて、ここ1年コロナの影響もあり、月の出勤日数が大幅に減った。差額の支給を要求したが、会社は払ってくれない。すでに加入して3年ほど経過しており、公然化はしている。当初は月20日間ほどの仕事があったが、最近では2日から5日程度しかない状態が続いている。

《解決》本人も高齢ということもあり、退職前提での話し合いとなった。休業手当や解決金についてはなかなか進展がなかったが、会社が休業支援金への協力を約束し、一定の解決金も支払うことで合意できた。

◆ **■コロナ禍でテレワークが許されず、多忙で体調くずす(組合員の知人・女性・派遣)**
派遣先がコロナ禍の中、正社員はテレワーク体制になったが、派遣のため出勤し、業務外の仕事もさせられ、体調崩して退職したため、傷病手当金の受給ができなくなりました。

◆ **《解決》**団体交渉を行った結果、会社は本人がコロナ禍の中でどのような状態で業務にあたっていたか十分把握できていなかったことを認めた。会社は退職時から雇用を合意日まで延長し、休業するまでの賃金を支払う、休業後は傷病手当金の受給の手続きに協力することで合意した。